

静岡県告示第504号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第936号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月18日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後																												
<p>(軽微な変更)</p> <p>第7条 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 別表の35の項の事業にあつては、次に掲げる変更</u></p> <p><u>ア 事業実施主体の変更</u></p> <p><u>イ 事業の新設又は廃止</u></p> <p><u>ウ 事業費の30パーセントを超える変更</u></p> <p>(状況報告)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、別表35の項の事業に係る規則第10条の報告は、補助金の交付の決定に係る年度の9月30日及び12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、これらの日の属する月の翌月15日までに農林事務所長に提出してするものとする。ただし、別記様式第5号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">事業等</th> <th colspan="2">補助事業</th> </tr> <tr> <th>採択基準</th> <th>補助率(額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">農業基盤整備促進事業</td> <td>次のいずれかに該当するもの (1)・(2) (略) (3) 水利施設等</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業等	補助事業		採択基準	補助率(額)	(略)				29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1)・(2) (略) (3) 水利施設等	(略)	<p>(軽微な変更)</p> <p>第7条 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(状況報告)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">事業等</th> <th colspan="2">補助事業</th> </tr> <tr> <th>採択基準</th> <th>補助率(額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">農業基盤整備促進事業</td> <td>次のいずれかに該当するもの (1)・(2) (略) (3) 水利施設等</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業等	補助事業		採択基準	補助率(額)	(略)				29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1)・(2) (略) (3) 水利施設等	(略)
番号			事業等	補助事業																									
	採択基準	補助率(額)																											
(略)																													
29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1)・(2) (略) (3) 水利施設等	(略)																										
番号	事業等	補助事業																											
		採択基準	補助率(額)																										
(略)																													
29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1)・(2) (略) (3) 水利施設等	(略)																										

		保全高度化事業実施要領別紙1（水利施設整備事業に係る運用）第2の11に掲げる事業内容に係るもの (4) (略)	
(略)			
35	農地整備・集約協力金交付事業	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の3の(5)に掲げる事業	当該補助事業費の100パーセント以内
(略)			

別記様式第1号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

備考

1 別表の5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、25の項から32の項まで、34の項及び36の項の事業は別紙1を、1の項及び21の項の事業は別紙2を、35の項の事業は別紙3を、15の項の事業は国の要綱（防衛施設関連補助金交付要綱）の定める様式を添付すること。

2 (略)

別紙1・2 (略)

別紙3（用紙 日本産業規格A4横型）

事業の内容及び経費の配分

（農地整備・集約協力金交付事業）

区分	補助事業に	負担区分	備考
----	-------	------	----

		保全高度化事業実施要領別紙1（水利施設整備事業に係る運用）第2の12に掲げる事業内容に係るもの (4) (略)	
(略)			
35	削除		
(略)			

別記様式第1号 (略)

事業費補助金交付申請書

(略)

備考

1 別表の5の項、9の項、11の項から13の項まで、16の項、18の項、19の項、25の項から32の項まで、34の項及び36の項の事業は別紙1を、1の項及び21の項の事業は別紙2を、15の項の事業は国の要綱（防衛施設関連補助金交付要綱）の定める様式を添付すること。

2 (略)

別紙1・2 (略)

	<u>要する（要 した）経費</u>	<u>国庫補 助金</u>	<u>その他</u>	
農地整備・集 約協力金交付 事業	円	円	円	
計				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当する様式により取り扱ったものとみなす。